

国空予管第584号
平成22年9月30日

各地方航空局長 あて

航 空 局 長

工事請負契約書の運用基準について

「工事請負契約書の制定について」（平成8年3月19日付け空経第212号）をもって通知したところであるが、その運用基準を別添のとおり定めたので、遺漏のないよう対応されたい。

なお、貴管下関係機関に対しても周知願います。

別添

文頭書関係

- (1) 5 契約保証金において、次のいずれかに該当する内容を記載する。
- ① 第4条(A)第1項第一号により受注者が納付した場合は、金額を記載する。
 - ② 第4条(A)第1項第二号により受注者が提供した場合は、「契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供により契約保証金の納付に代える」と記載する。
 - ③ 第4条(A)第1項第三号により受注者が提出した場合は、「債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出により契約保証金の納付に代える」と記載する。
 - ④ 第4条(A)第1項第四号、第五号又は第4条(B)第1項により受注者が保証又は保険の締結を付した場合は、「免除」と記載する。
 - ⑤ 当該契約が「工事請負契約書における契約の保証に関する取扱いについて」(平成8年3月1日付け官会第263号。以下「契約保証取扱通達」という。)附則2により、「契約保証については、当分の間、「予算決算及び会計令」(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第84条に規定する金額未滿の工事については免除しても差し支えない。」と規定されている予定価格が1,000万円未滿の工事の場合には、「免除」と記載する。
- (2) 6 調停人は、発注者及び受注者があらかじめ調停人を選任する場合に採用する。また、第53条で(B)を選択採用し、発注者及び受注者があらかじめ調停人を選任せず、「建設業法」(昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。)第25条の規定により設置されている建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合には、6の全文を削除する。
- (3) 7 解体工事に要する費用等において、この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「資材再資源化法」という。)第9条第1項に規定する対象工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用についてそれぞれ記載する。また、「資材再資源化法」第9条第1項の規定する対象外の工事の場合には、7の全文を削除する。
- なお、当該契約書の別紙として作成することにより、「別紙のとおり」と記載して構わない。
- (4) 8 住宅建設瑕疵担保責任保険において、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記載する。
- なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合には、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵担保負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。また、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入しない場合には、8の全文を削除する。

第1条関係

- (1) 第3項において、仮設、施工方法等についてその責任の所在を明らかにするため、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定めることとしているので、設計図書における特別の定めについては、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとする。
- (2) 第5項において、当該契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたい。

で、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう対応されたい。

- (3) 第12項において、受注者が共同企業体を結成している場合は、発注者と受注者との間では全ての行為が共同企業体の代表者を通じて行うこととなったので、遺漏のないよう対応されたい。

第2条関係

関連工事における工程等の調整は本条において発注者の義務としているが、その運用に当たっては「航空局工事等監督検査事務処理要領」（昭和55年2月7日付け空経第48号。以下「監督検査要領」という。）第13条の規定に従い、重要なものについては総括監督員、その他については主任現場監督員又は現場監督員が行うものとする。

第3条関係

- (1) 請負代金内訳書については、発注者の承認を要せず、発注者及び受注者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認に当たっては、工程表を参考にして設計書の内訳により行うものとする。

なお、当面の間は契約締結後、必要がある場合に、適宜、受注者に対し、請負代金内訳書の提出を求めることとする。

- (2) 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係

- (1) 工事請負契約書における契約保証については、発注者に金銭を支払うことによる金銭的な方法により履行を保証させることを原則とし、残工事を完成させること等による役務的な方法により履行の保証を必要とする場合には、「契約保証取扱通達」1③により、事前に十分な時間的余裕をもって、航空局予算管財室を経由し、大臣官房会計課契約制度管理室と締結方法等について調整を行うこととする。

- (2) 契約保証金の納付に代えて担保を提供される場合とは、「予決令」第100条の4に規定されている内容として、第4条(A)第1項第二号又は第三号に示された有価証券等の提供又は債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書が付された場合をいう。

- (3) 契約保証金の納付を免除する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

① 「予決令」第100条の3に規定されている内容として、第4条(A)第1項第四号、第五号又は第4条(B)第1項に示された履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結が付された場合

② 「予決令」第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合

③ 「契約保証取扱通達」附則2により、「契約保証については、当分の間、「予決令」第84条に規定する金額未滿の工事については免除しても差し支えない。」と規定されている予定価格が1,000万円未滿の工事をいう。

- (4) 第4条(A)は、金銭的な方法により履行を保証させる場合に選択採用し、第4条(B)は、役務的な方法により履行を保証させる場合には選択採用する。

- (5) 第4条(A)を選択採用する場合に、第4条(B)の条文を削除し、第4条(B)を選択採用する場合には、第4条(A)の条文を削除する。

なお、記号表示の「(A)」及び「(B)」を削除して使用すること。

(6) 第4条(A)第2項及び第4項において、契約保証金の額及び保証金額又は保険金額としての請負代金額の「10分の〇」の部分、次の各号のいずれかに該当する割合を記載する。

① 「政府調達に関する協定」(平成7年12月8日条約第23号。以下「政府調達協定」という。)第1条1の適用を受けない工事については「契約保証取扱通達」1①により、「10分の1」と記載する。

② 「政府調達協定」第1条1の適用を受ける工事については「一般競争入札対象工事における契約保証金の額及び特定建設工事共同企業体における契約の保証について」(平成13年11月30日付け国空経第823号)1(1)により、「10分の1」を読み替え、「10分の3」と記載する。

③ ①及び②のいずれであっても、低入札価格調査を受けた者の場合は、「低入札価格調査制度調査対象工事における前金払の縮減について」(平成15年4月24日付け国空経第55号。以下「低入札調査対象工事前金払縮減通達」という。)Iにより、「10分の1」を読み替え、「10分の3」と記載する。

(7) 第4条(B)第2項及び第3項において、保証金額は請負代金額として「10分の3」とする。

第5条関係

第1項において、ただし書の適用については、例えば、受注者が工事に係る請負代金債権担保として資金を借り入れようとする場合(受注者が、「下請セーフティネット債務保証事業」(平成11年1月28日付け建設省経振発第8号)又は「地域建設業経営強化融資制度」(平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号)により資金を借り入れようとする等)が該当する。

第7条関係

「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものであること。

第9条関係

(1) 第3項において、「2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、「監督検査要領」第7条に規定する同一の契約について2名以上の監督職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督職員通知書に明示すること。

(2) 第4項は第1条第5項の特則を規定したのではなく、契約書でなく設計図書において権限が創設される監督職員の指示又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。

第10条関係

(1) 第1項及び第5項において、(b)[専任の]監理技術者は、「建設業法」第26条第2項の規定に該当する場合に選択採用し、それ以外の場合には(a)[専任の]主任技術者を選択採用する。

なお、「建設業法」第26条第3項の規定に該当する場合に、「[専任の]」を記載し、それ以外の場合には、「[専任の]」を削除する。

(2) 第1項及び第5項において、(a)[専任の]主任技術者を選択採用する場合に、(b)[専任の]監理技術者を削除し、(b)[専任の]監理技術者を選択採用する場合には、(a)[専任の]主任技術者を削除する。

なお、記号表示の「(a)」及び「(b)」、「又は」及び「[専任の]」の「[]」を削除して使用すること。

- (3) 第3項において、少なくとも次の各号のいずれかに該当する場合は、「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとして取り扱うこと。
- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - ② 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
 - ④ 前三号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。
- (4) 第3項において、「連絡体制が確保されると認めた場合」とは、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般にわたり現場代理人が工事現場に常駐しなくとも円滑な工事の遂行が可能な場合をいう。

第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第12条関係

- (1) 第1項において、規定する発注者の権限は、その権限の重要性に鑑み、総括監督員のみ委任できるものとする。
- (2) 第1項及び第2項において、(b)[専任の]監理技術者は、「建設業法」第26条第2項の規定に該当する場合に選択採用し、それ以外の場合には(a)[専任の]主任技術者を選択採用する。
なお、「建設業法」第26条第3項の規定に該当する場合に、「[専任の]」を記載し、それ以外の場合には、「[専任の]」を削除する。
- (3) 第1項及び第2項において、(a)[専任の]主任技術者を選択採用する場合に、(b)[専任の]監理技術者を削除し、(b)[専任の]監理技術者を選択採用する場合には、(a)[専任の]主任技術者を削除する。
なお、記号表示の「(a)」及び「(b)」、「又は」及び「[専任の]」の「[]」を削除して使用すること。
- (4) 第3項及び第5項の「10日」については、請求に係る事項等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第13条関係

第3項及び第5項の「7日」については、検査の態様、工事材料の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第14条関係

第3項、第4項及び第5項の「7日」については、見本又は工事写真等の整備、立会い又は見本検査の態様、施工条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第15条関係

- (1) 第1項において、貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を設計図書に明示すること。
- (2) 第3項の「7日」については、受領書又は借用書の作成等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第16条関係

- (1) 第1項は、発注者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「受注者が工事の施工上必要とする日」とは受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するため用地を必要とする日をいう。
- (2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれること。
- (3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

第18条関係

第3項の「14日」については、調査の結果等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第20条関係

- (1) 第1項において、工事用地等の確保ができないため工事の全部又は一部の施行を中止させなければならない場合とは、現実に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。
- (2) 第3項において、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するため労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

第23条関係

- (1) 第1項において、「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第24条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督職員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、発注者が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、受注者が第21条第1項の請求を行った日、第22条第3項においては、発注者が第22条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

第25条関係

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2月以上ある場合に行うことができること。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して、14日以内で発注者が受注者と協議して定める日において、総括監督員に確認させるものとする。この場合において受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- (3) 第2項において、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったことにより、請負代金額の変更に応じなければならない場合として、変動前残工事代金額と変動後残工事代金額との差額のうち変動前残工事代金額の「1000分の15を超える」場合とする。
- (4) 第3項及び第7項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第4項において、規定する再スライドを行う場合は、(1)から(3)までを準用すること。
- (6) 発注者は、入札説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。
- (7) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。
- (8) 第8項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第29条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。
- (2) 第4項及び第6項において、受注者から損害による費用の負担の請求があった場合に、発注者が負担する割合は、損害合計額のうち請負代金額の「100分の1を超える」額とする。
なお、1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、「当該損害の額」は0として取扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片づけに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片づけに直接必要とする費用をいう。
- (4) 発注者は、入札説明書により(1)及び(2)の事項を了知させること。

第30条関係

- (1) 第1項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (2) 第2項の「7日」については、請負代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第31条関係

第2項の「14日」については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第5条の規定により14日以内とされている。

第32条関係

第2項の、工事代金の支払時期は、「支払遅延防止法」第6条及び「政府契約の支払遅延防止等に関する法律運用方針」（昭和25年4月17日付け理国第140号。以下「支払遅延防止法運用方針」という。）第13の2（イ）の規定により国が給付の完了の検査を終了した相手から適法な支払請求を受けた日から工事については40日以内に支払わなければならないと規定されている。

第34条関係

- (1) 第34条は、前払金又は中間前払金を支払う条件の場合に採用する。また、前払金又は中間前払金を支払わない条件の場合には、第34条の条文を削除する。
- (2) 前払金又は中間前払金は、「会計法」（昭和22年3月31日法律第35号。以下「会計法」という。）第22条及び「予算決算及び会計令臨時特例」（昭和21年勅令第558号）第2条第3号及び第4条の規定により、前払金又は中間前払金の対象として、公共工事の代価の範囲及び割合を財務大臣と協議し、支払いをすることができると規定されている。

平成22年度現在における協議内容は、公共工事の代価の範囲及び割合は、前払は請負代価が300万円以上の工事が対象となり、請負代価の10分の4以内とされ、中間前払は請負代価が1,000万円以上、工期が150日以上、前払は請負代価の10分の2以内とされている。

また、「前払金金利相当額の減額等について」（昭和53年9月27日付け空経589号）3により、経費積算額が1,000万円以上、工期が3ヶ月以上の工事が対象とされている。

- (3) 第1項において、「10分の〇」の部分の割合は、「10分の4」と記載する。
なお、低入札価格調査を受けたものについては、「低入札調査対象工事前金払縮減通達」1により、当分の間、「10分の4」を読み替え、「10分の2」と記載する。
- (4) 第2項において、相手方から給付を完了した旨の通知を受け、国において完了の確認又は検査をしていない工事代金の支払の時期については、「支払遅延防止法運用方針」第13の1(イ)の規定により相手方から給付を完了した旨の通知を受け、国において完了の検査をしていないものは請求を受けた日から工事については14日以内に支払わなければならないと解される。
- (5) 第3項において、中間前払金の割合は、請負代金額の10分の2以内とする。
- (6) 第5項において、「10分の〇」の部分の割合は、前段が「10分の4」、後段が「10分の6」と記載する。
なお、低入札価格調査を受けたものについては、「低入札調査対象工事前金払縮減通達」1により、当分の間、前段の「10分の4」を読み替え、「10分の2」と記載し、後段の「10分の6」を読み替え、「10分の4」と記載する。
- (7) 第6項において、「10分の〇」の部分の割合は、前段が「10分の5」、後段が「10分の6」と記載する。
なお、低入札価格調査を受けたものについては、「低入札調査対象工事前金払縮減通達」1により、当分の間、前段の「10分の5」を読み替え、「10分の3」と記載し、後段の「10分の6」を読み替え、「10分の4」と記載する。
- (8) 第6項の返還の期限については、「歳入徴収官事務規定」(昭和27年11月29日付け大蔵省令第141号)第18条により「法令その他の定めがある場合を除く外、調査決定の日から20日以内において適宜の納付期限を定めるものとする。」と規定されていることから、当該契約書に記載されている返還の期限として「請負代金額が減額された日から30日以内」を法令その他の定めがある場合とする。
- (9) 第7項において、「10分の〇」の部分の割合は、前段が「10分の5」、後段が「10分の6」と記載する。
なお、低入札価格調査を受けたものについては、「低入札調査対象工事前金払縮減通達」1により、当分の間、前段の「10分の5」を読み替え、「10分の3」と記載し、後段の「10分の6」を読み替え、「10分の4」と記載する。
- (10) 第8項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「支払遅延防止法」第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。
なお、平成22年4月1日から適用されている「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は「年3.3パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第35条関係

- (1) 第35条は、前払金又は中間前払金を支払う条件の場合に採用する。また、前払金又は中間前払金を支払わない条件の場合には、第35条の条文を削除する。
- (2) 第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。
- (3) 第3項は、発注者が保証事業会社に対する工期変更の通知を受注者に代理させる場合に採用する。また、受注者に代理させずに発注者自身で通知する場合には、第3項の条項を削除する。

第36条関係

第36条は、前払金又は中間前払金を支払う条件の場合に採用する。また、前払金又は中間前払金を支払わない条件の場合には、第36条の条文を削除する。

第37条関係

- (1) 第37条は、部分払金を支払う条件の場合に採用する。また、部分払金を支払わない条件の場合には、第37条の条文を削除する。
- (2) 第1項において、部分払の対象とすべき工場製品がない場合は、「及び製造工場等にある工事製品」の部分削除する。
- (3) 第1項において、「工期中〇回」の部分には入札説明書等に記載した部分払の回数を記載する。
- (4) 第2項において、部分払の対象とすべき工場製品がない場合は、「若しくは製造工場等にある工場製品」の部分削除する。
- (5) 第3項の「14日」については、「支払遅延防止法運用方針」第3の4により、既済部分の代価の全額を支払うことができる場合に、「支払遅延防止法」の適用を受けるものとされているため、現実的に部分払いは当該既済部分の引渡しを受けないことではあるが、「支払遅延防止法」第5条の規定による国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日以内の日に検査の時期とする旨を準用することとする。
- (6) 第5項の「14日」については、「支払遅延防止法運用方針」第3の4により、既済部分の代価の全額を支払うことができる場合に、「支払遅延防止法」の適用を受けるものとされているため、現実的に部分払いは当該既済部分の引渡しを受けないことではあるが、「支払遅延防止法運用方針」第13の1（イ）の規定による相手方から給付を完了した旨の通知を受け、国において完了の検査をしていないものは請求を受けた日から工事については14日以内に支払わなければならないと解される旨を準用することとする。
- (7) 第6項の「10日」については、工期、工事の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第38条関係

- (1) 第38条は、設計図書等において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合に採用する。また、部分引渡しを受けない場合には、第38条の条文を削除する。
- (2) 第2項の「14日」については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第39条関係

- (1) 第39条は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第39条の条文を削除する。
- (2) 発注者は、入札説明書等により次に掲げる事項を了知させること。
 - ① 各会計年度における請負代金額の支払の限度額（〇年度〇%と割合で明示すること。）
 - ② 各会計年度における請負代金額の支払いの限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。
- (3) 第1項及び第2項における金額の記載方法は、「国庫債務負担行為に基づく契約

における工事請負契約書の作成要領」（平成11年1月6日付け事務連絡。以下「国債工事契約書作成要領」という。）を参照のうえ、作成すること。

第40条関係

- (1) 第40条は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第40条の条文を削除する。
- (2) 第1項は、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度に前払金を支払う場合が適用する。
- (3) 第2項は、契約会計年度に前払金を支払わない旨が入札説明書、仕様書等に定められている場合に採用する。また、第1項により、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度で前払金を支払う場合又は第3項により、前払金を契約会計年度に一括して支払う旨を入札説明書、仕様書等に定めている場合には、第2項の条項を削除する。
- (4) 第3項は、前払金を契約会計年度に一括して支払う旨を入札説明書、仕様書等に定めている場合に採用し、その前払金相当分を記載する。また、第1項により、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度に前払金を支払う場合には、第3項の条項を削除する。
- (5) 第4項及び第5項は、第1項により、会計年度ごとの出来高予定額から前払金を算出し、各年度に前払金を支払う場合に採用し、第3項により、前払金を契約会計年度に一括して支払う旨を入札説明書、仕様書等に定めている場合には、第4項及び第5項の条項を削除する。
- (6) 第5項において、第35条第3項を削除する場合は、「この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。」の部分を削除する。
- (7) 第3項における金額の記載方法及び(2)から(5)における条項の採用又は削除は、「国債工事契約書作成要領」を参照のうえ、作成すること。

第41条関係

- (1) 第41条は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第41条の条文を削除する。
- (2) 第2項において、前払金と中間前払金を支払う場合に、(B)式を選択採用し、前払金のみを支払う場合には、(A)式を選択採用する。
- (3) 第2項において、(A)式を選択採用する場合に、(B)式を削除し、(B)式を選択採用する場合には、(A)式を削除する。
なお、記号表示の「(A)」及び「(B)」を削除して使用すること。
- (4) 第3項において、入札説明書等に記載した各年度の部分払の回数を記載する。

第43条関係

- (1) 第43条は、前払金又は中間前払金、部分払金及び部分引渡しに係る請負代金額の支払いを条件とせず、請負代金額を一括して工事完成後に支払う場合は、第43条の条文を削除する。
- (2) 第1項において、前払金又は中間前払金を支払わない条件の場合は、「第34条」の部分を削除する。
- (3) 第1項において、部分払金を支払わない条件の場合は、「第37条」の部分を削除する。
- (4) 第1項において、部分引渡しに係る請負代金額を支払わない条件の場合は、「第38条」の部分を削除する。
- (5) 第43条の表題は、前三項のうち、複数の支払いを条件としていない場合は、「前

払金等」を支払いの条件にしている「前払金」、「部分払金」又は「部分引渡し」に読み替え、表題を記載し、第1項において、支払いを条件としていない「第34条」、「第37条」又は「第38条」の部分を削除する。

第44条関係

- (1) 第2項において、「〇年以内」の部分は、次の各号のいずれかに該当する瑕疵担保期間の年数を記載する。
 - ① 設備工事等の場合は、「1年以内」
 - ② 木造の建物等の建設工事の場合は、「1年以内」
 - ③ コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事の場合は、「2年以内」
- (2) 第2項において、受注者の故意又は重大な過失により生じた瑕疵の場合の瑕疵担保期間を10年とする。
- (3) 第4項は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成11年法律第81号。以下「住宅品確促進法」という。）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約の場合に採用し、瑕疵担保期間は10年とする。また、「住宅品確促進法」第94条第1項に規定する住宅新築請負契約ではない場合には、第4項の条項を削除する。
- (4) 第5項において、「住宅品確促進法」第94条第1項に規定する住宅新築請負契約ではない場合は、「又は前項」の部分を削除する。

第45条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合、完成した日から契約書記載の工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「国の債権の管理等に関する法律施行令」（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率」は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。
- (4) 第3項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「支払遅延防止法」第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成22年4月1日から適用されている「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は「年3.3パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第45条の2関係

- (1) 「会計法」第29条の8及び「予決令」第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならないことから、「工事における違約金特約条項の強化について」（平成17年9月30日付け国空予管第406号。以下「違約金特約条項通達」という。）により、これまで違約金に関する条項を特約条項として別途締結していたが、当該契約書の第45条の2としてその内容を加える。
- (2) 第45条の2（A）は、「政府調達協定」第1条1の適用を受けない工事の場合に選択採用し、第45条の2（B）は、適用を受ける工事の場合には選択採用する。
- (3) 第45条の2（A）を選択採用する場合に、第45条の2（B）の条文を削除し、

第45条の2（B）を選択採用する場合には、第45条の2（A）の条文を削除する。

なお、記号表示の「（A）」及び「（B）」を削除して使用すること。

- (4) 第45条の2（A）及び（B）第1項において、「違約金特約条項通達」により、「10分の1」とする。
- (5) 第45条の2（A）第2項及び第45条の2（B）第3項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「債権管理法施行令」第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。
なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。
- (6) 第45条の2（B）第2項において、「違約金特約条項通達」により、前段を「10分の1」、後段を「100分の5」とする。
- (7) 第45条の2（B）第2項第三号の「規定に抵触する行為」とは、各局で設置している「競争契約入札者心得」第5条「公正な入札の確保」において、各項に規定している内容に抵触する行為をいう。

第46条関係

第46条は、役務的な方法により履行を保証させる場合として、第4条（B）を選択採用した場合に適用し、第4条（A）を選択採用した場合には、第46条の条文を削除する。

第47条関係

- (1) 第2項において、「会計法」第29条の8及び「予決令」第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならないことから、この違約金の率を「10分の1」とする。
- (2) 第3項は、金銭的な方法により履行を保証させる場合として、第4条（A）を選択採用した場合に適用し、第4条（B）を選択採用した場合には、第3項の条項を削除する。

第49条関係

- (1) 第1項第一号及び第二号において、工事の変更が著しい量的変更として減少した場合は、契約の同一性を失うものとして、受注者に契約解除の権利を認めたものであり、その基準として、請負代金額が「3分の2以上」の減少、工事の施工の中止期間が工期の「10分の5を超えた」場合とする。

第50条関係

- (1) 第3項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「支払遅延防止法」第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。
なお、平成22年4月1日から適用されている「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」は「年3.3パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。
- (2) 第6項「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれること。
- (3) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

第52条関係

第1項及び第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、「債権管理法施行令」第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている「債権管理法施行令」第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第53条関係

(1) 第53条(A)は、あらかじめ調停人を選任する場合に選択採用し、第53条(B)は、あらかじめ調停人を選任せず、「建設業法」第25条の規定により設置されている建設工事紛争審査会により紛争の解決を図る場合には選択採用する。

(2) 第53条(A)を選択採用する場合に、第53条(B)の条文を削除し、第53条(B)を選択採用する場合には、第53条(A)の条文を削除する。

なお、記号表示の「(A)」及び「(B)」を削除して使用すること。

(3) 第53条(A)を選択採用する場合は、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等紛争の処理に要する費用の負担について、あらかじめ定めておくこと。

(4) 第53条(A)第2項及び第53条(B)第1項において、「〇〇建設工事紛争審査会」の部分には、受注者が国土交通大臣許可の建設業者の場合に、「中央建設工事紛争審査会」と記載し、受注者が都道府県知事許可の建設業者の場合には、各都道府県名(例:「東京都建設工事紛争審査会」)を記載する。

(5) 第53条(A)第3項及び第53条(B)第2項において、(b)[専任の]監理技術者は、「建設業法」第26条第2項の規定に該当する場合に選択採用し、それ以外の場合には(a)[専任の]主任技術者を選択採用する。

なお、「建設業法」第26条第3項の規定に該当する場合に、「[専任の]」を記載し、それ以外の場合には、「[専任の]」を削除する。

(6) 第53条(A)第3項及び第53条(B)第2項において、(a)[専任の]主任技術者を選択採用する場合に、(b)[専任の]監理技術者を削除し、(b)[専任の]監理技術者を選択採用する場合には、(a)[専任の]主任技術者を削除する。

なお、記号表示の「(a)」及び「(b)」、「又は」及び「[専任の]」の[]を削除して使用すること。

(7) 第53条(A)第4項及び第5項は、調停人を協議に参加させる場合に採用し、調停人を協議に参加させない場合には、第53条(A)第4項及び第5項の条項を削除する。

第54条関係

第54条において、「調停人又は」の部分は、あらかじめ調停人を選任するとして第53条(A)を採用した場合に記載し、あらかじめ調停人を選任せず、「建設業法」第25条の規定により設置されている建設工事紛争審査会により紛争の解決を図るとして第54条(B)を採用する場合には、「調停人又は」の部分を削除する。

文末書関係

発注者及び受注者が互いに一通を保有するため合計二通とする。

なお、支払事務等のために必要な契約書の写しの数量を本書の数には加えないこと。

附則

当該運用基準に掲載されている、条約、法律及び政令等の各種基準が改正された場

合、当該運用基準が改正されるまでの間は、改正後の当該各種基準に定められた内容を採用し、当該運用基準を読み替え、適用すること。